

## 非会員の本会学術集会における研究発表の申請に関する規定

### 第1条(目的)

この規定は、本会の正会員、学生会員、若しくは名誉会員でない者(以下「非会員」という)に、本会学術集会において研究業績を発表する機会を与えることを目的とする。

### 第2条(条件)

- (1) 非会員は、報告費納入申請書に明記し、正会員の年会費相当額(以下「年間報告費」という)を納入した場合は、当該年度内において本会学術全国集会における研究発表を申請することができる。
- (2) 年度内の発表が1演題のみの場合は、年間報告費を半額とする(以下「1回報告費」という)。
- (3) 1回報告費を納入した非会員が、同一年度内に年間報告費の半額を追加納入した場合は、年間報告費を納入したものとして取扱う。
- (4) 前各項は、本会会員と連名で発表する場合においても、これを適用する。
- (5) 非会員が本会学術全国集会における研究発表を申請しようとする場合には、報告費領収書の写しを添えて演題申込をしなければならない。ただし、会長が招聘した者が発表する場合はこの限りでない。

### 第3条(報告費の返却)

報告費は、本会学術全国集会における発表が受理されなかった場合でも、これを返却しない。

### 第4条(外国人の除外)

外国に居住する外国人が本会学術全国集会において発表する場合は、報告費を徴収しない。

### 第5条(学術地方集会)

学術地方集会における非会員の発表については、学術全国集会の場合に準じる。ただし、当該学術集会の長(世話人)が特に認めた場合はこの限りでない。

### 非会員の報告申請についての説明

1. 様式A(別紙)は、非会員が、当該年中の本会学術集会において研究業績を発表するのに先立って、最初に申請する時に使用するものとする。

2. 様式 B (別紙) は、非会員が、すでに 1 回報告を申請したが、当該年中に再度発表を予定する場合に、使用するものとする。
3. 非会員は、当該年中の本学会学術集会において研究業績の発表を申し込む 1 カ月前に申請書を本学会事務所宛に送るものとする。
4. 報告費 (2008 年現在、年間 10,000 円、1 回 5,000 円) の請求書を本会から送付し、同封した振込用紙にて報告費を納めるものとする。
5. 報告費の納入が確認された後、本会から領収書と発表許可証が送付される。
6. 非会員は、本会学術集会において研究業績の発表演題を申し込むに当たっては、年間報告費納入者は本許可証の写しを、1 回報告費納入者は本許可証を添付しなければならない。
7. 申請には様式 A、B のコピーを使用しても構わない。
8. 当該年中とは、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。